告 示

埼玉県告示第千九号

て、 項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具等とし 埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)第十二条第一 次のとおり指定する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

											+ = =	指定番号
											がん具	種類
									代洋弓)	(銃砲型近	クロスボウ	名称
もの	センチメートル以上の	グラムメートル毎平方	離で〇.〇七重量キロ	十センチメートルの距	填時の矢の先端から五	りのエネルギーが、装	の有する単位面積当た	洋弓で、発射された矢	せるようになっている	くことで、矢を発射さ	銃同様に引き金を引	構造等
					る。	阻害するおそれがあ	少年の健全な成長を	又は害を及ぼし、青	に対して危険を伴い、	の者の生命又は身体	青少年又はその他	指定理由